

休業日について

	区分	期間
1号認定	夏期休業	7月21日～8月25日
	冬期休業	12月26日～1月4日
	学年始休業日	4月1日～4月5日
共通	年末年始	12月29日～1月3日
	その他行事等	<ul style="list-style-type: none">・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日及び6月23日（慰霊の日）・12月29日から翌年の1月3日までの日